

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 条例（一部改正）の背景

安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、国において各教育・保育施設に従事する職員等の数を定めた規定を改正したことに伴い、関係条例の改正を行う。

2 条例の主な見直し内容

家庭的保育事業等のうち、①小規模保育事業 A、②小規模保育事業 B、③保育所型事業所内保育事業所、④小規模型事業所内保育事業について職員配置基準を改正する。

満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね 20 人につき1人 → おおむね15 人につき1人

満4歳以上の児童 おおむね 30 人につき1人 → おおむね 25 人につき1人

3 条例の施行日

令和6年6月28日

4 経過措置

改正後の基準に従った職員体制の整備が困難な場合は、当分の間、改正前の基準によることができる。

5 新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第29条（略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数	(職員) 第29条（略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数

改正後	改正前
に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基	に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基

改正後	改正前
づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人 3 (略)	づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人 3 (略)